

平成24年

第1回市議会定例会 議案第40号

住民基本台帳法の一部を改正する法律および出入国管理及び
難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離
脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等
の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ
いて

住民基本台帳法の一部を改正する法律および出入国管理及び難民認定
法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国
管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

住民基本台帳法の一部を改正する法律および出入国管理及び
難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離
脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等
の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(函館市手数料条例の一部改正)

第1条 函館市手数料条例(平成12年函館市条例第12号)の一部を
次のように改正する。

第2条第1号中「,外国人登録」を削る。

別表第1中

不在住に関する証明書の交付	1通につき	300円
外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の3第2項または第3項の規定に基づく登録原票の写しの交付	1通につき	300円
外国人登録法第4条の3第2項,第3項または第5項の規定に基づく登	1通につき	300円

を

録原票に登録した事項に関する証明書の交付		
----------------------	--	--

不在住に関する証明書の交付	1 通につき	300円
---------------	--------	------

改める。

(函館市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第 2 条 函館市重度心身障害者医療費助成条例 (昭和 4 8 年函館市条例第 1 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「市内」を「市の区域内」に、「住民票」を「住民基本台帳」に、「もしくは外国人登録法 (昭和 27 年法律第 1 2 5 号) に基づき市の外国人登録原票に登録されているものまたはこれら」を「またはそれ」に改める。

(函館市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第 3 条 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例 (昭和 4 8 年函館市条例第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「市内」を「市の区域内」に、「住民票」を「住民基本台帳」に、「もしくは外国人登録法 (昭和 27 年法律第 1 2 5 号) により市の外国人登録原票に登録されているものまたはこれら」を「またはそれ」に改める。

(函館市子ども医療費助成条例の一部改正)

第 4 条 函館市子ども医療費助成条例 (昭和 4 8 年函館市条例第 4 4 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「市内」を「市の区域内」に、「住民票」を「住民基本台帳」に、「もしくは外国人登録法 (昭和 27 年法律第 1 2 5 号) により、市の外国人登録原票に登録されているものまたはこれら」を「またはそれ」に改める。

(函館市火葬場条例の一部改正)

第 5 条 函館市火葬場条例 (平成 4 年函館市条例第 4 2 号) の一部を次のように改正する。

別表備考中「または外国人登録法 (昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号) 」

を削り，「，市」を「市」に，「または外国人登録原票に記録または登録をされて」を「に記録されて」に改める。

（函館市印鑑条例の一部改正）

第6条 函館市印鑑条例（昭和63年函館市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「次の各号の一に該当する」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている」に改め，同項各号を削る。

第3条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め，同項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げるもので表していないもの

ア 住民基本台帳に記録されている氏名，氏もしくは名または氏および名の一部を組み合わせたもの

イ 住民基本台帳に記録されている通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。），通称のうちの氏に相当する部分もしくは名に相当する部分または通称のうちの氏に相当する部分および名に相当する部分の一部を組み合わせたもの

ウ 外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が印鑑の登録を受けようとする場合にあつては，片仮名表記の氏名（外国人住民の片仮名で表記された氏名で市長が適当と認めるものをいう。以下同じ。），片仮名表記の氏名の氏もしくは名または片仮名表記の氏名の氏もしくは名の一部

第3条第2項第2号中「氏名」を「前号アからウまでに掲げるもの」に改める。

第5条第3項第1号中「もしくは」を「または」に，「はり付けたものまたは外国人登録証明書」を「貼り付けたもの」に改め，同項第3号中「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

第6条第3号を次のように改める。

(3) 氏名（住民基本台帳に通称が記録されている場合にあつては、氏名および通称）

第6条に次の1号を加える。

(7) 第3条第2項第1号ウに掲げるもので表している外国人住民の印鑑の登録の場合にあつては、片仮名表記の氏名

第11条中「住民基本台帳法または外国人登録法」を「法」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第5号中「氏または名」を「氏名（通称および片仮名表記の氏名を含む。）」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第12条第2項中「前項第5号または第6号」を「前項第5号から第7号までのいずれか」に改める。

第13条中「第6条第3号から第6号まで」を「第6条第3号から第7号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 第5条の規定による改正後の函館市火葬場条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用の許可に係る火葬場の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る火葬場の使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日に第6条の規定による改正前の函館市印鑑条例第2条第1項第2号に該当していた者に係る印鑑の登録のうち、施行日に住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）による改正後の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民に該当しない者に係る印鑑の登録があるときは、市長は、当該印鑑の登録を抹消するものとし、当該印鑑の登録を抹消

された者に対し，その旨を通知するものとする。

（提案理由）

住民基本台帳法の一部を改正する法律および出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い，関係条例の規定を整備するため